グランドハイメディック倶楽部会則 新旧対比表

※下線は変更部分を示します。 2017年3月1日

現会則	改正後会則
第13条(年会費) 1.会員は、細則で定める会員種別のコースに応じ、年会費を会社に納入するものとします。 2.会社は、検診券の有効期限が過ぎた場合でも、年会費を返還しないものとします。 3.会社は、経済情勢の変動等により、年会費を変更できるものとします。	第13条(年会費) 1.会員は、細則で定める会員種別のコースに応じ、年会費を会社に納入するものとします。 2.会員は、年会費の支払を滞納した場合は、会則10条①により会員の資格を一時停止、または除名となっても異議を述べないものとします。 3.会社は、検診券の有効期限が過ぎた場合でも、年会費を返還しないものとします。 4.会社は、経済情勢の変動等により、年会費を変更できるものとします。